

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名及び数量

消防業務用G I Sの構築・導入業務委託 一式

2 業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり

概算業務価格（上限）は約1億3千万円（税込）です。

なお、提案書提出時には本業務及び、令和9年度の保守・運用に関する参考見積書を提出するものとします。

3 提案者の資格

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「コンピュータ業務」に登録が認められている者であること。ただし、プロポーザル参加意向申出書を提出した時点で、上記名簿について申込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りではない。
- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限（令和7年12月10日）から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 国際規格ISO/IEC27001、国内規格JISQ27001又、ISMS、もしくは一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度のうち、いずれかの認証を取得していること。
- (5) 国際規格ISO9001又は国内規格JISQ9001（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）を取得していること。

4 参加に係る手続

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の手続が必要です。

- (1) 3(2)の条件を満たしていない者は、次のア又はイの手続きが必要です。なお、参加資格の審査及び確認のために、書類の追加提出を求める場合があります。

ア 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されていない者

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」内の資格審査申請システムから特定調達契約に係る入札参加資格申請を行ってください。申請データを送信した後に表示される「申請受付内容」に記載される必要書類を同システム内からPDF形式でアップロードすることにより提出してください。また、申請手続き前及び必要書類のアップロード後に(2)の局課に必ず連絡してください。

イ 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されているが「コンピュータ業務」に登録が認められていない者

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」内の資格審査申請システムから特定調達契約に係る種目追加申請を行ってください。申請データを送信した後に表示される「申請受付内容」に記載される必要書類を同システム内からPDF形式でアップロードすることにより提出してください。また、申請手続き前及び必要書類のアップロード後に(2)の局課に必ず連絡してください。

ウ ア及びイの申請期間

公告日から令和7年12月10日まで（休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで）

(2) 名簿登録に関する連絡先

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局契約第二課（横浜市庁舎11階）

電話 045(671)2186（直通）

(3) 参加意向申出書の提出期限

ア 提出期限 令和7年12月10日（水）17時まで（必着）

イ 提出方法 電子メール（提出書類にパスワードを設定することとし、必ず電話で受信の確認を行ってください。）

ウ 提出先 横浜市消防局総務部総務課経理係 担当 森久保・飯田

電子メールアドレス sy-keiyaku@city.yokohama.lg.jp

〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地20

電話 045(334)6524（直通）

エ 提出書類 (ア) 参加意向申出書（様式1）

(イ) 誓約書（様式2）

(ウ) 提案資格についての概要を示すもの（様式自由）

※ 書類内容について不明な点などがある場合、担当から応募者へ問合せを行う場合があります。

(4) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日 令和7年12月18日（木）17時までに行います。

イ 提出方法 提案資格確認結果通知書を電子メールにて送付します。

ウ その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めるることができます。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

5 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式3）の提出をお願いします。

質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和8年1月6日（火）17時まで
- (2) 提出先 4(3)と同じ
- (3) 提出方法 電子メール（必ず電話での受信確認を行ってください。）
- (4) 回答日及び方法 令和8年1月15日（木）までにホームページに掲載します。
- (5) その他 (3)以外による質問には応じません。

6 提案書の内容

- (1) 提案書は、別添の所定の書式（様式4、別紙1）及び自由書式に基づき作成するものとします。
- (2) 自由書式の資料については、横長のディスプレイ（アスペクト比16:9）での表示を前提として作成してください。
- (3) 提案については、「業務説明資料」を踏まえて次の項目に関する提案を記載してください。

ア 提案書（様式4）

イ 当該業務に関する提案資料（自由書式）

次の内容を含めて提案内容を記載してください。

- ① 業務実施体制（機密保持、プロジェクト管理、要員確保、企業体制）
- ② 予定技術者の経歴、資格、業務実績、経験等
- ③ 業務実績、既存製品（パッケージ等）やサービス（SaaS等）の導入実績
- ④ 機能要件（GIS、データ管理、システム連携、UI・UX）
- ⑤ 性能要件（利用時間、データバックアップ、システム処理能力）
- ⑥ 構築要件（拡張性、クラウド環境、ネットワーク、セキュリティ、開発環境、デモ環境等の提供、テスト、初期データ作成・取込）
- ⑦ その他（連携体制、品質保証、運用保守、スケジュール、教育・研修）

ウ 提案書の開示に係る意向申出書（別紙1）

エ 参考見積書（自由書式、本業務及び令和9年度保守・運用分の2件分）

- (4) 配置予定技術者及び担当技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績は、次のとおりとします。

自治体における消防・防災関係G I S構築・設計業務

- (5) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

イ 文書を補完するためイメージ図・イラスト等の使用は可能ですが、設計（調査・検討）の内容が具体的に表現されたものは認めません。

ウ 文字は注記等を除き原則として14ポイント程度以上の大きさとしてください。

エ 提案書には提案書表紙を除き、一切会社名の記載及び会社名が推定できる記載（システムの名称ほか）は行わないでください。

7 評価基準

提案書評価基準のとおり

8 提案書の提出

(1) 提出先 4(3)と同じ

(2) 提出期限 令和8年1月23日（金）17時まで

(3) 提出方法 4(3)と同じ

(4) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された書類は、返却しません。

エ プロポーザルに記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

カ 提案内容の変更は認められません。

(5) 提案の辞退

参加意向申出書を提出した者で、提案を辞退する場合は、(2)の期限までに辞退届（様式5）を提出してください。

9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施日時 令和8年2月予定

(2) 実施場所 横浜市消防局7階 支援担当作戦室（予定）
横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地20

(3) 出席者 総括責任者を含む3名以下としてください。

(4) 内容 提案内容について口頭で説明を求めます。

(5) その他 日時等詳細については、別途お知らせします。

なおヒアリングは事業者名を伏せて行いますのでご留意ください。

10 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	消防局第一入札参加資格審査・業者選定委員会	消防業務用G I Sの構築・導入業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者	プロポーザルの評価に関すること

の特定に関すること	
委 員	横浜市消防局 消防局長 総務部長 予防部長 警防部長 救急部長 総務部総務課長

11 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかつた者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(1) 通知日 令和8年3月2日（月） 17時までに行います。

(2) その他 特定されなかつた旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかつた理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

12 プロポーザルの取扱い

(1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

(2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することができます。

(3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することができます。

(4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

13 プロポーザル手続における注意事項

(1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせことがあります。

- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。
なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 本事業は、令和8年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする。